

給水装置工事設計・施工指針

1 総 則

1・1 目 的

本指針は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号。以下「水道条例」という。）及び横浜市水道条例施行規程（昭和 33 年 6 月水道局規程第 2 号。以下「施行規程」という。）に基づき施行する給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

<解 説>

給水装置工事設計・施工指針（以下「指針」という。）は、配水管・給水本管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置に係る材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書の作成及び手続き等に関する事項、給水装置工事の計画から設計・施工に必要な基準等、本市の標準的な情報を提供することにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

1・2 用語の定義

この指針において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。

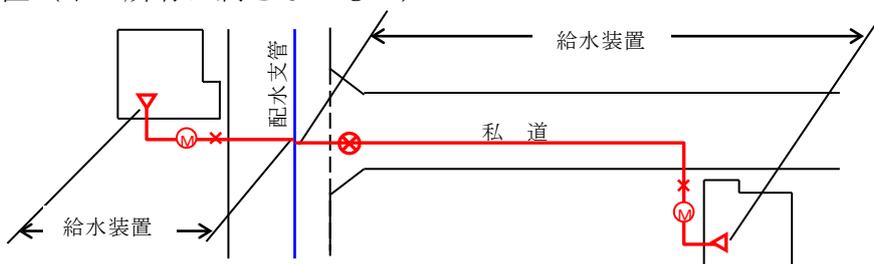
- 1 管理者とは、横浜市水道事業管理者をいう。
- 2 給水工事受付センターとは、給水装置工事の申込受付並びに水道管の埋設状況調査及び図面交付等を行う事務所をいう。
また、水道事務所とは、現場立会い（給水装置工事の完了検査等）及び料金関連業務等を行う事務所をいう。
- 3 工事事業者とは、指定給水装置工事事業者をいう。
- 4 主任技術者とは、国土交通大臣及び環境大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
- 5 給水装置とは、需要者に水を供給するために、配水支管又は給水本管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 6 給水本管とは、給水装置のうち、専用給水装置及び私設消火栓を除く給水管であって配水支管と同等の機能を有し、分岐可能な給水管をいう。
- 7 配水支管とは、配水本管から受けた上水を分配し、給水装置を分岐することが可能な管をいう。
- 8 水槽以下設備とは、受水槽以下の給水設備をいう。

<解説>

2 給水装置工事については、給水工事受付センター及び各水道事務所が扱う。

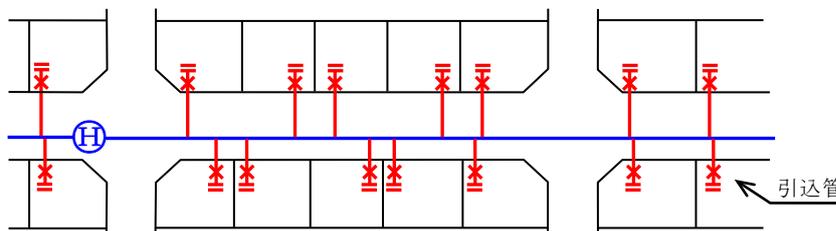
5 給水装置

(1) 給水装置（市の所有に属さないもの）

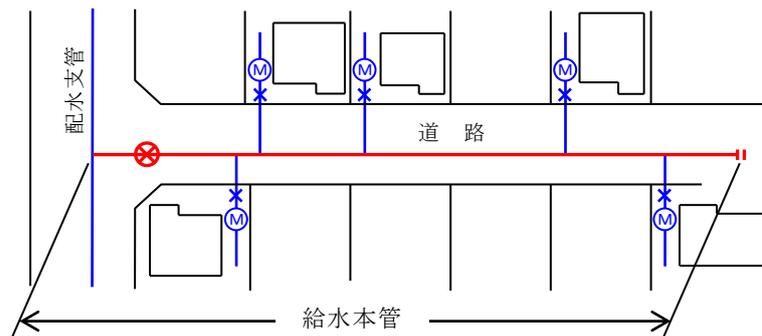


(2) 引込管

引込管は、配水支管又は給水本管から分岐し区画されている敷地内に設ける給水管をいう。



6 給水本管



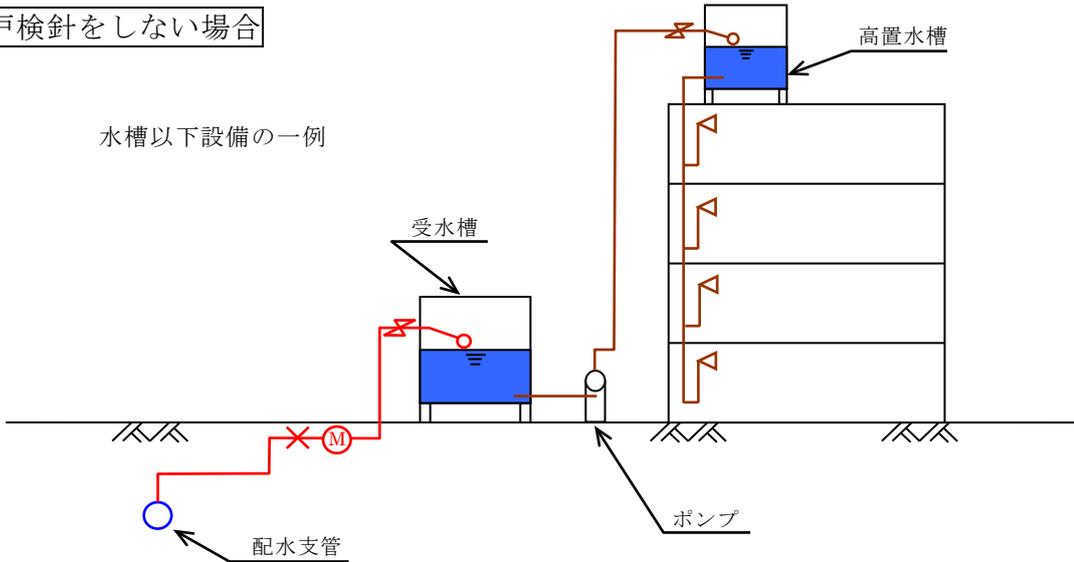
ただし、道路内に当該道路と平行に布設（設置）されている給水本管については、その所有権を管理者に譲渡した場合は、配水支管となる。

7 配水本管は、上水を配水支管へ輸送する役割を持ち、給水装置の分岐のできないものという。また、配水支管であっても、管理者が災害対策上重要な管路（災害時における飲料水の確保等）と認めた場合は、給水装置の分岐はできない。ただし、管理者が認める場合を除く。

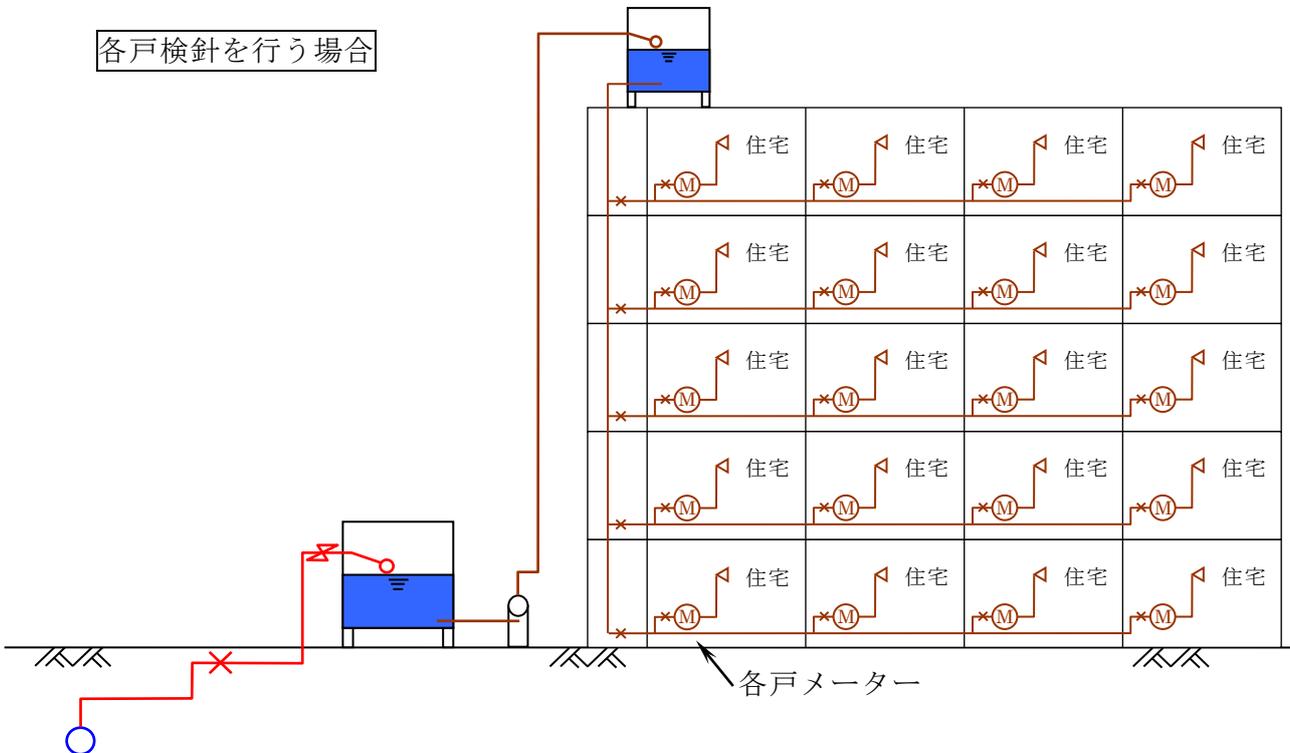
8 水槽以下設備

各戸検針をしない場合

水槽以下設備の一例

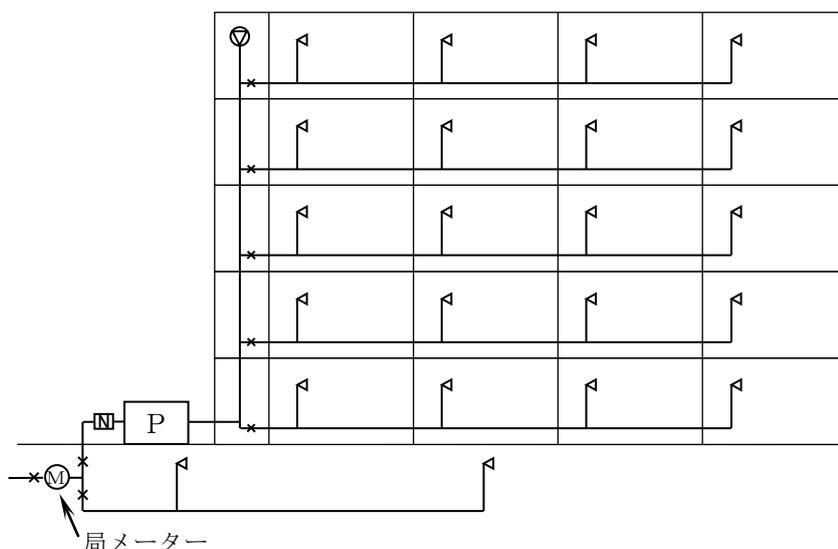


各戸検針を行う場合

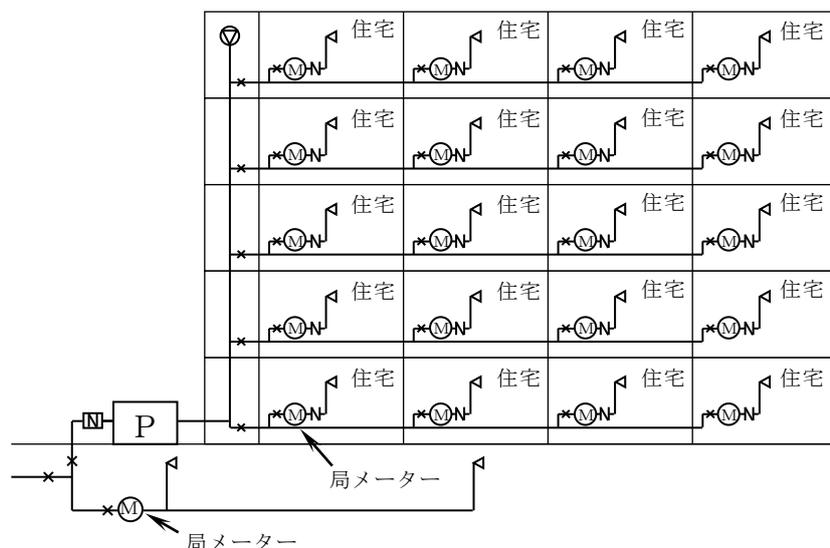


(参考) 直結増圧式給水

増圧給水設備の上流側に設置するメーターによる検針の場合



各階各戸にメーターを設置し検針する場合



1・3 給水装置の設置

- 1 給水装置は1使用者、1使用場所とし、配水支管又は給水本管の1か所から分岐して設置し、これにメーター1個を設置することを原則とする。
- 2 給水装置は、給水装置工事申込者（以下「申込者」という。）又は前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。

<解説>

- 2 給水装置は、申込者の所有となることから、給水装置工事に要する費用は、管理者が特に必要であると認めた場合を除き、申込者が負担する。また、申込者は十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

1・4 給水装置工事の種別

給水装置工事は、次に掲げる種別に区分するものとする。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 新設工事 | 新たに給水装置を設ける工事をいう。 |
| 2 | 改造工事 | 給水装置の口径又は管種の変更、給水栓等の増設又は一部撤去及びメーターの口径変更のための工事をいう。 |
| 3 | 撤去工事 | 給水装置の全部を撤去する工事又は敷地内でキャップ（プラグ）止め等を行う工事をいう。 |
| 4 | 修繕工事 | 既設給水装置の故障部分を修繕する工事をいう。 |

<解説>

2 改造工事

- (1) 分岐口径及びメーター口径の双方又はいずれか一方を変更する工事
- (2) 分岐か所、配管位置、水栓位置、管口径若しくは管種を変更する工事又は既設管を替える工事
- (3) 既設の給水装置に接続してさらに水栓を増す工事又はメーター下流側の一部を撤去する工事

3 撤去工事

- (1) すべて撤去

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、公道内の給水管の撤去を行う。

なお、T字管・割T字管・各種チーズ等の分岐用給水用具は、切管等を使用して撤去すること。（分岐用給水用具に直接 VLG プラグを施工できるものはこの限りではない。）

- (2) 引込管を残す撤去

既設の引込管が指定した材料であり、かつ、後日使用予定が明らかな場合に限り、敷地内キャップ（プラグ）止め等を行うことができる。

1・5 工事費・水道利用加入金・手数料・工事負担金

給水装置工事申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

- | | | |
|---|---------|------------|
| 1 | 工事費 | 水道条例第15条 |
| 2 | 水道利用加入金 | 水道条例第34条の2 |
| 3 | 手数料 | 水道条例第35条 |
| 4 | 工事負担金 | 水道条例第35条の2 |

<解説>

1 工事費

本市において施工する給水装置工事の費用であり、申込者は工事費を負担しなければならない。工事費は、材料費、運搬費、労力費、路面復旧費、設計監督費、諸係費の合計額とし、前納するものとする。

2 水道利用加入金

給水装置の新設及び改造工事（メーターの口径を増すもの等）又は共同住宅に設置する給水装置の新設及び改造工事（共同住宅の戸数が増加したために必要になったもの）の申込者は、水道利用加入金を納入しなければならない。

(1) メーターの口径による水道利用加入金

メーターの口径		加入金の額
25 mm 以下	一般生活用 ^{※1}	82,500 円
	一般生活用以外 ^{※2}	165,000 円
40 mm		1,402,500 円
50 mm		2,145,000 円
75 mm		5,115,000 円
100 mm		8,745,000 円
150 mm		19,800,000 円
200 mm以上		管理者が別に定める額

※1 一般生活用とは、住宅において日常生活の用に使用するもので、戸建住宅（注文住宅、建売住宅）をいう。

※2 一般生活用以外とは、公衆浴場や店舗、事務所等に使用するものをいう。

(2) 共同住宅の加入金

82,500 円×当該共同住宅の戸数

3 手数料

工事事業者は、管理者による設計審査及び完了検査に係る手数料を前納しなければならない。

管口径別手数料額一覧（1件あたり）

平成10年4月1日

管口径	手数料項目	手数料額	計
50 mm以下	設計審査	4,300 円	10,500 円
	完了検査	6,200 円	
75 mm以上	設計審査	19,600 円	35,300 円
	完了検査	15,700 円	

4 工事負担金

配水支管が設置されていない場所（管が設置されていても能力が限界に達している場合を含む。）に給水の申込みをした場合、管理者が新たに配水支管の設置を必要と判断したときは、申込者は工事負担金を納入しなければならない。

1・6 受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針

各戸検針を受けようとするときは、管理者（給水工事受付センター）に各戸検針の申請を行わなければならない。

- 1 各戸検針は、「受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱」による。
- 2 各戸メーターは、管理者が指定したものとする。
- 3 メーターきょう・メーター室は、常時容易に検針、メーター取替えが可能な場所とすること。